

輸入承認証の再交付手続について

輸入注意事項12第22号（H12.3.31）

最終改正：令和6年8月5日付け・輸入注意事項2024第14号

輸入の承認を受けた後、当該輸入承認証を紛失した場合の取扱いについては、下記によることとし、平成12年4月3日から施行します。なお、昭和55年12月20日付け輸入注意事項55第95号（紛失した輸入承認証の再交付について）は、平成12年4月2日限りで廃止します。

記

1 提出書類

- (1) 旧輸入承認証の記載内容と同一の輸入承認申請書 1通
ただし、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）別表第2で定める輸入承認証の交付を受けた場合は、提出を要しない。
- (2) 申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに再発行を希望する理由を記載した再発行依頼書（様式自由） 1通

2 提出先

当該輸入承認を行った貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課、貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室又は貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室

3 提出方法

- (1) 規則別表第1で定める輸入承認証の交付を受けた場合
上記2に定める提出先に直接持参するか、又は郵便で送付すること。
- (2) 規則別表第2で定める輸入承認証の交付を受けた場合
上記2に定める提出先に直接持参するか、又は郵便若しくは電子メールで送付すること。

- 4 紛失した輸入承認証の裏面に決済又は通関が行われている場合は当該輸入承認証の再交付を受けたあと銀行等又は税関において関係書類を提示の上、裏書を受けること。

5 輸入承認証の再交付

申請を受けた貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課、貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室又は貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を通商弘報に公告した後（税関を除く。）、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。

また、再交付を受けた輸入承認証は通商弘報に掲載された日から有効とする。